

安全運転をしよう

1 下記のことについて、自己評価し、自分の課題を書きましょう。

| Yes | No | チェック項目 |
|--------------------------|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 常に制限（指定・法定）速度を守り、安全運転に努めている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | わずかな時間でも、わき見運転やスマートフォンを使用しながらの運転などの不注意が、大きな事故につながる可能性があることを理解している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 注意力が散漫な状態で運転する漫然運転は、法令違反であることを理解している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 夜間や悪天候等の時だけでなく、運転時は危険を予測しながら慎重な運転に努めている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 道路交通法の改正などにも関心を持ち、交通ルールを遵守している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 校内倫理委員会や運転者会の取り決めを守っている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交通違反・事故の防止について、同僚に対して「声がけ」などの注意喚起し、職場としても未然防止の雰囲気醸成するようにしている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 通勤や出張の際に、時間的な余裕を持って出かけている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 冬季の運転については、タイヤ交換を含めた車の整備やより安全運転に努めている。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交通事故は、心身の苦痛、経済的負担、職務への影響など、事故処理に多大な労力を要し、公務員としても信用失墜につながることを認識している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交通事故の当事者となったときは加害・被害を問わず、また、交通違反をしたときも速やかに報止しなければならないことを理解している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (学校や地域による課題) |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (学校や地域による課題) |

2 安全運転についての自己課題、同僚と話し合い、互いに支え合うこと書きましょう。

参考資料

<ケース・スタディー>

1 次のスピード違反の原因はどこにあるでしょうか。

《事例》

A 教諭は、初めて担当するクラスの学級開きのため、教室の整備や学級通信の印刷などを行おうと、朝食もそこそこに車で学校に向かった。前日は入学式のため、準備をする時間が十分にとれなかったため、生徒が登校する前に、少しでも早く学校に着きたかった。予定した起床時間に起きられなかったこともあり、早く学校に行かなければという焦りと、早朝で他の走行車もほとんどなく、慣れた道路であったことから、時速40kmの指定速度を時速15～20kmオーバーで走行していたところ、交通取り締まりのパトカーに停止を求められた。

2 互いに話し合って問題点を整理しましょう。

一番問題なのはどれでしょうか。一つだけ選んでみてください。

①心のあせり ②スピード違反に対する認識 ③状況判断

どれもが原因として当てはまりそうですが、答えは一つに限定できます。

スピード違反は飲酒運転と同様に道路交通法第22条で禁止されている違法な行為であるということです。特に大幅な速度の超過は自分自身だけでなく、他車両並びに歩行者等に対する危険性の極めて高い悪質で重大な交通違反です。

学校に勤務する者として、「法律に違反することはできない」という認識があれば、結果は違ったものになるはずですが。

3 最近の法令の改正

(1) 令和元年(2019年)12月から、運転中にスマートフォン(スマホ)や携帯電話で通話したり、画面を見たり、操作する「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなっています。

- ・携帯電話を持って通話する(通話)
- ・携帯電話の画面を注視する(画像注視)
- ・カーナビの画面を注視する(画像注視) ※道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)5の5

● 携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合(保持)の罰則の例

「6月以下の拘禁」又は「10万円以下の罰金」、反則金(普通車の場合):18,000円
違反点数3点

(2) 令和6年(2024年)11月から、自転車の「ながらスマホ」の罰則が強化され、また「酒気帯び運転」は新たに罰則の対象になりました。

新たな罰則内容

- 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合
「6か月以下の拘禁」又は「10万円以下の罰金」
- 酒気帯び運転をした場合
「3年以下の拘禁」又は「50万円以下の罰金」
- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合
酒類の提供者に「2年以下の拘禁」又は「30万円以下の罰金」